

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和5年10月16日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035）第1条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和5年1月30日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035）第1条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>また、契約金額が500億円を超える対象契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。<u>保険契約を締結した対象契約について、重大な内容変更等に該当しない増額を行った場合であって、増額後の契約金額が500億円を超えるもの（当該増額により増額後の契約金額が500億円を超えるものを含む。）について保険契約の変更を希望するときは、被保険者は当該増額に係る内容変更等の通知を行う前に日本貿易保険に事前の承認申請の可否を確認する。当該確認に対して日本貿易保険が必要と判断した場合には、被保険者は当該内容変更等について事前の承認申請を行うものとする。</u></p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>また、契約金額が500億円を超える対象契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p>	

<p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和5年10月16日</u>〕 この改正は、<u>令和5年10月31日</u>から実施する。</p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和5年1月30日</u>〕 この改正は、<u>令和5年3月20日</u>から実施する。</p>	
---	---	--